

(写)  
多摩川衛生組合 監発第 19 号  
令和 4 年 12 月 21 日

多摩川衛生組合  
管 理 者 高橋 勝浩 殿

多摩川衛生組合  
監査委員 村越 功一郎  
木村 淳二  
北浜 けんいち

令和 4 年度多摩川衛生組合定期監査の結果について

このことについて、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

令和 4 年度

定期 監査 報告 書

施 設 課

多摩川衛生組合監査委員

# 令和4年度定期監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

## 第2 監査の対象

施設課

## 第3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務の執行

## 第4 監査の期間

令和4年11月29日から令和4年12月21日まで

## 第5 監査の着眼点

多摩川衛生組合監査基準に基づき、施設課所管の財務に関する事務、その他これに関連する事務事業が法令等に基づき、適性かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、通常に実施すべき監査手続きを実施した。なお、監査に際しての主眼点は、次のとおりとした。

- (1) 財務に関する事務の執行は地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているか。
- (2) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (5) 各種の帳簿、証拠書類等の計数は符合しているか。
- (6) 各種の帳簿、書類の整備記帳、各種証拠書類の整理保存等は適切に行われているか。

## 第6 監査の実施内容

関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの聴取等により実施した。

## 第7 監査の実施場所及び日程

多摩川衛生組合会議室 令和4年12月21日（水）

## 第8 監査の結果

施設課所管の財務に関する事務、その他これに関連する事務の執行について、監査の主眼点に留意し、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの聴取等により監査したところ、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

以下、その概要を述べる。

### 1 職員の配置状況について

職員の配置状況は、[別表1]のとおりである。

### 2 予算の執行状況について

歳入、歳出予算の執行状況は[別表2]のとおりである。

### 3 事務の執行にあたっての留意事項について

事務の執行にあたっての留意事項は[別表3]のとおりである。

[別表1]

## 課 職 員 配 置 状 況

(令和4年9月30日現在)

職 層 名 職 名 等 所 属 名	副 参 事			主 査			主 事	小 計	嘱 託 員	そ の 他	合 計
	統 括 課 長	課 長	相 当 職	係 長	相 当 職	副 係 長	左 記 以 外				
施 設 課 長		1						1			1
管 理 係				1	1	1	1	4			4
整 備 係				1	1	1	1	4			4
合 計		1		2	2	2	2	9			9

※ 職員の区分は、多摩川衛生組合職員の職名に関する規則等に基づいて記入する。

※ その他の区分は、会計年度任用職員数等を記入する。

※ 職を兼務している職員は、（ ）書きで表示し、表示数値は内数とする。

[別表2]

施設課所管歳入歳出予算執行状況表

(歳入) 【一般会計】 (令和4年4月1日から同年9月30日まで) (単位:円・%)

歳入科目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	対予算 収入率
5 諸収入	127,803,000	154,366,839	154,366,839	0	120.8
2 雑入	127,803,000	154,366,839	154,366,839	0	120.8
1 雑入	127,612,000	154,175,439	154,175,439	0	120.8
2 弁償金	191,000	191,400	191,400	0	100.2
6 国庫支出金	906,000	0	0	0	0.0
1 国庫補助金	906,000	0	0	0	0.0
1 国庫補助金	906,000	0	0	0	0.0
合計	128,709,000	154,366,839	154,366,839	0	119.9

(歳出) 【一般会計】 (令和4年4月1日から同年9月30日まで) (単位:円・%)

歳出科目	予算現額	支出済額	予算残額	予算 執行率
2 総務費	179,000	0	179,000	0
1 総務管理費	179,000	0	179,000	0
1 一般管理費	179,000	0	179,000	0
3 施設運営費	1,308,801,000	313,528,585	995,272,415	23.96
1 ごみ処理施設費	1,259,816,000	291,503,403	968,312,597	23.14
1 可燃ごみ処理費	1,073,931,000	255,667,679	818,263,321	23.81
2 不燃・粗大ごみ処理費	185,885,000	35,835,724	150,049,276	19.28
2 し尿処理施設費	48,985,000	22,025,182	26,959,818	44.96
1 し尿処理費	48,985,000	22,025,182	26,959,818	44.96
合計	1,308,980,000	313,528,585	995,451,415	23.95

[別表 3]

## 事務の執行にあたっての留意事項について

①	歳入においては、負担金の抑制に努めるとともに、自主財源の確保を図ること。
②	歳出においては、事務事業の見直しを常に行い、整理、合理化をより一層進め、最小の経費で最大の効果をあげるとともに、不用額の抑制に努めること。
③	適正な予算措置の上で、必要に応じて施設の補修等を適宜行うこと。
④	廃棄物処理施設に求められる性能水準を維持するとともに、施設長寿命化事業を計画的に進めること。
⑤	職員間における、情報及び認識の共有化と意思統一を図り、適切かつ効率的に事業を推進していくこと。
⑥	リチウムイオン電池など受入基準外ごみの混入について、組合と構成市が連携して、施設に重大な被害が及ばぬよう対策を講じること。